

標準報酬育児休業等終了時改定申出書

※ 育児休業等終了時改定については、裏面を参照してください。

組合員等記号番号				組合員氏名				職員番号			
公立三重											
所属所コード		所 属 所 名		性別 男：1 女：2		生年月日 年号 年 月 日		昭和：3 平成：4			
育 児 休 業 等 承 認 期 間											
休業開始日		年号 年 月 日 令和		休業終了日 (復職日の前日)		年号 年 月 日 令和					
育 児 休 業 等 に 係 る 子											
育児休業対象となる子の氏名						生年月日			性別		
(フリガナ)						年号 年 月 日		男：1 女：2			
氏 名						令和					
育児休業等終了前の標準報酬				等 級		級 月 額		千円			
地方公務員等共済組合法第43条第12項の規定により、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申し出ます。											
公立学校共済組合三重支部長 様											
令和 年 月 日											
〒 -											
住 所											
申 出 者 氏 名											
電 話 - -											

《備考》 「育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間」とは、育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月がある場合、その月は育児休業等終了時改定の算定に使用しません。

《添付書類》 ・ 辞令の写し（育児休業から復帰したことのわかるもの）

共済組合 記入欄	標準報酬改定月	令和 年 月	固定的給与	非固定的給与
	改定後標準報酬	級 千円	円	円

○ 育児休業終了時改定について

育児休業等を終了した組合員が育児休業を終了した日において、その育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合、共済組合に申し出を行うことにより育児休業等終了日の翌日が属する月以後3ヶ月間に受けた報酬（基本給と諸手当の総額）の平均額を基に掛金額や保険料額の算定基礎となる“標準報酬月額”を改定します。

原則として、育児休業等が終了し、復職した後の勤務形態が「育児短時間勤務」や「育児部分休業」等であることにより、報酬が低下した場合に“標準報酬月額”を改定する制度です。

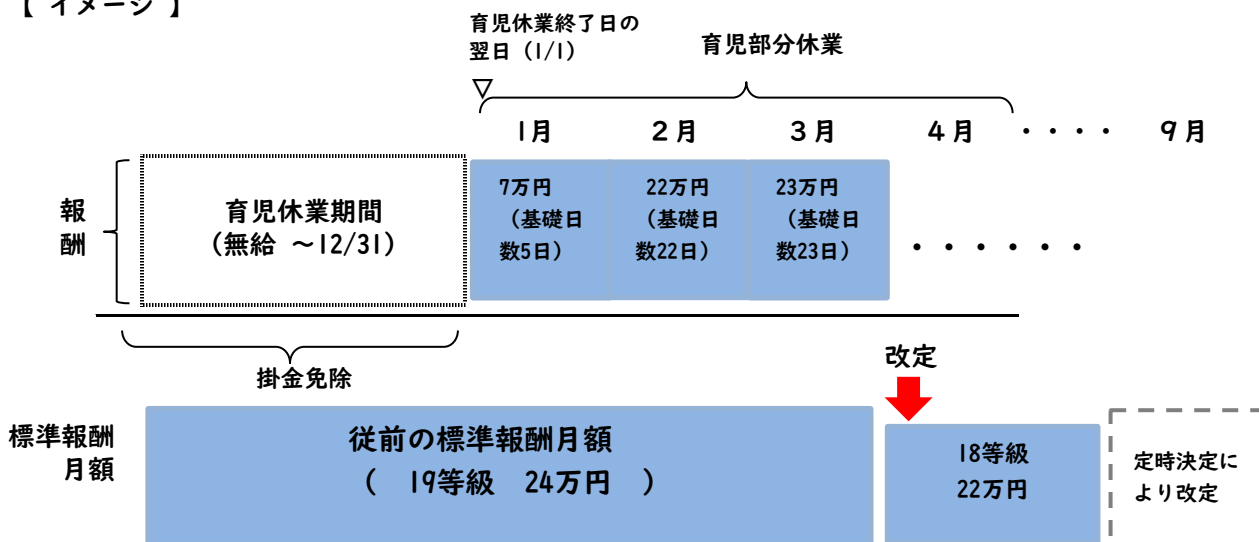
ただし、育児休業等終了日の翌日に産前産後休業を開始している組合員は、この制度の対象とはなりません。

また、育児休業終了時改定の申出がない場合でも、復職時調整により給料表の級・号給が変動したことや固定的給与が変動したことで「随時改定」の対象となる場合は、「随時改定」により標準報酬月額が改定されます。

【 育児休業終了時改定と随時改定の違い 】

	育児休業終了時改定	通常の随時改定
標準報酬月額の算定の基礎となる期間	育児休業等の終了日の翌日が属する月以後の3ヶ月間（固定的給与の変動がない場合でも改定可能）	固定的給与に変動があった月以後の3ヶ月間
支払基礎日数	支払基礎日数が17日以上の方が1月でもあれば改定	支払基礎日数が17日未満の月があるときは随時改定を行いません
改定に必要な等級差	1等級差でも改定	2等級以上の差が生じることが必要
改定月	育児休業等終了日の翌日が属する月から起算して4ヶ月目	固定的給与に変動を生じた月から起算して4ヶ月目
申出の要否	組合員からの申し出に基づき改定が行われます	組合員からの申し出の有無によらず、随時改定の要件に該当した場合は、改定が行われます。

【 イメージ 】



※ この場合は1月から3月までの3ヶ月間の報酬のうち2・3月の報酬平均額を基に“標準報酬月額”を改定し、4月から適用します。（1月は基礎日数が17日未満であるため、算入しません）
 なお、育児休業終了時改定で決められた標準報酬月額は、改定が1月～6月に行われた場合はその年の8月まで、7月～12月までに行われた場合は翌年の8月まで適用されます。